

# (公社)北海道産業資源循環協会のあゆみ

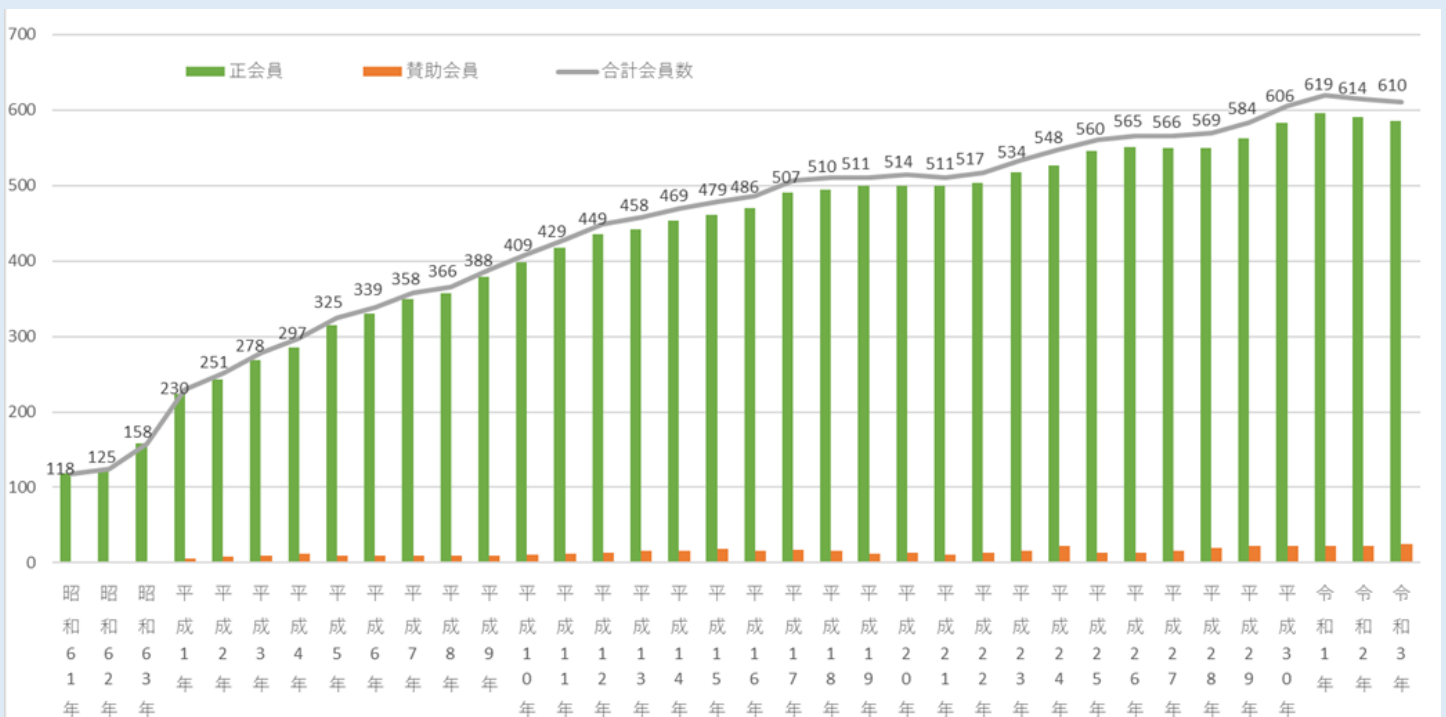
## <沿革>

昭和61年2月20日	任意団体として創立	札幌市白石区に事務所をおく
昭和63年5月20日	社団法人として設立	
平成20年8月15日	札幌市中央区に事務所を移転	
平成25年4月1日	公益社団法人として移行・認定	
平成26年7月14日	札幌市中央区の現在の場所に事務所を移転	
平成31年4月1日	名称を公益社団法人 北海道産業資源循環協会に変更	

## <事業>

- (1) 産業廃棄物等の適正処理と有効利用に関する広報・普及・啓発、相談・助言、人材育成、調査・研究等の事業
  - ・街頭啓発活動及び各種研修会の開催
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を普及、頒布する事業
- (3) 不法投棄等の原状回復を支援する事業
  - ・適正処理等支援事業
- (4) 災害時の廃棄物処理を支援する事業
  - ・北海道、札幌市、旭川市、函館市と協定締結
- (5) 産業廃棄物等に関する行政機関、その他関連団体等との協力・連携事業
  - ・行政機関との意見交換会やパネル展の開催
- (6) 会員相互の共益的な事業
  - ・視察研修及び各種表彰

## <会員数の変遷>



# 循環型社会の形成

## 循環型社会の形成

適切な処理方法（技術）の確立により、天然資源への影響を最小限にとどめ、環境への負荷をできる限り少なく、健全な経済の発展を図りながら持続的発展ができる社会の実現が必要。

## 実施にあたっての優先順位

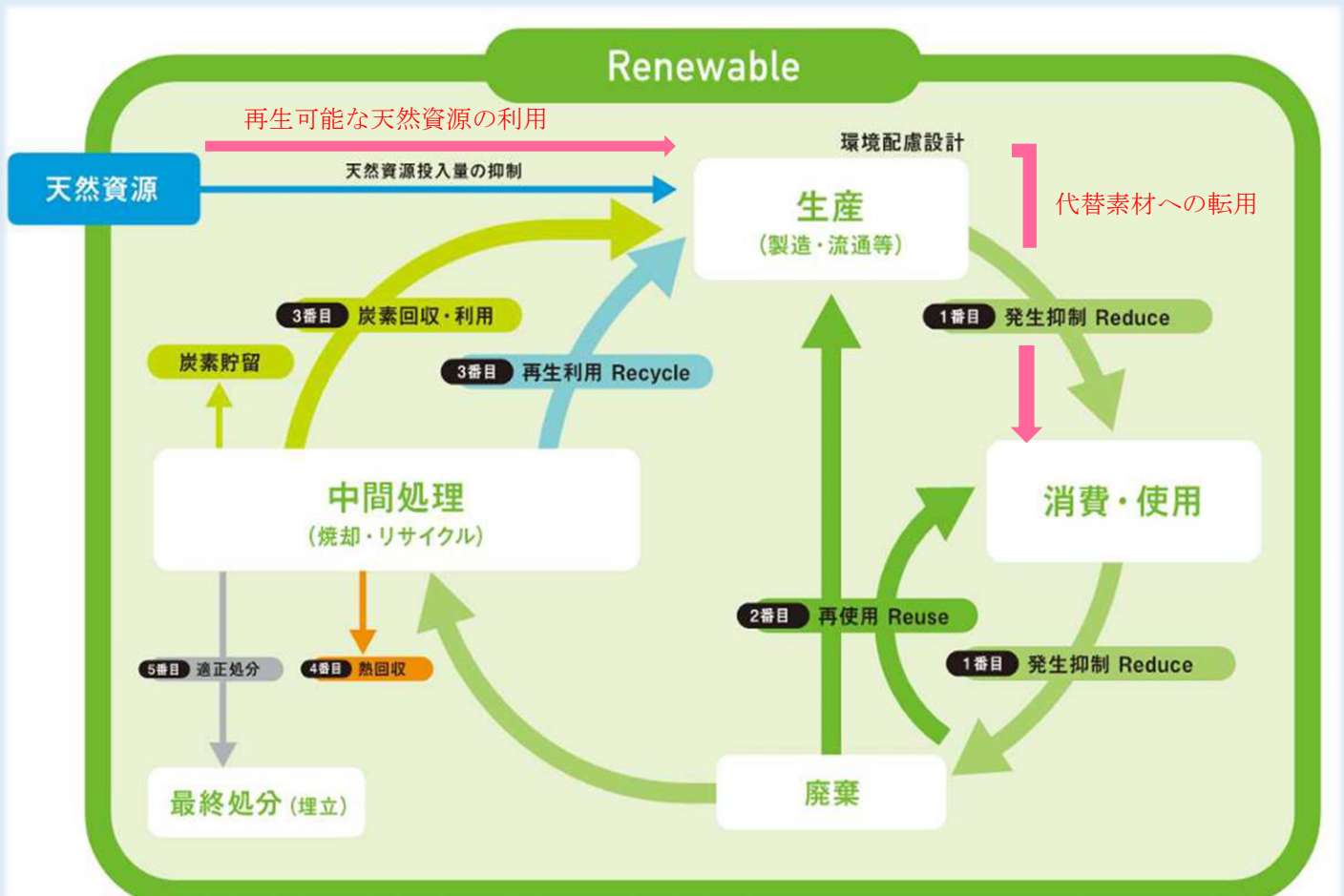
### これまでの3R

- ① 廃棄物等の発生を抑制(リデュース)
- ② 使い終わったものでも、繰り返して使用(リユース)
- ③ 再使用できないものでも資源として再生利用(マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル)



- ④ 燃やさざるを得ない廃棄物を焼却する際に発電や余熱利用（サーマルリサイクル） **NEW!**
- ⑤ 処分する以外の手段がない場合は、適正に処分 **NEW!**

## 2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた循環型社会のイメージ図



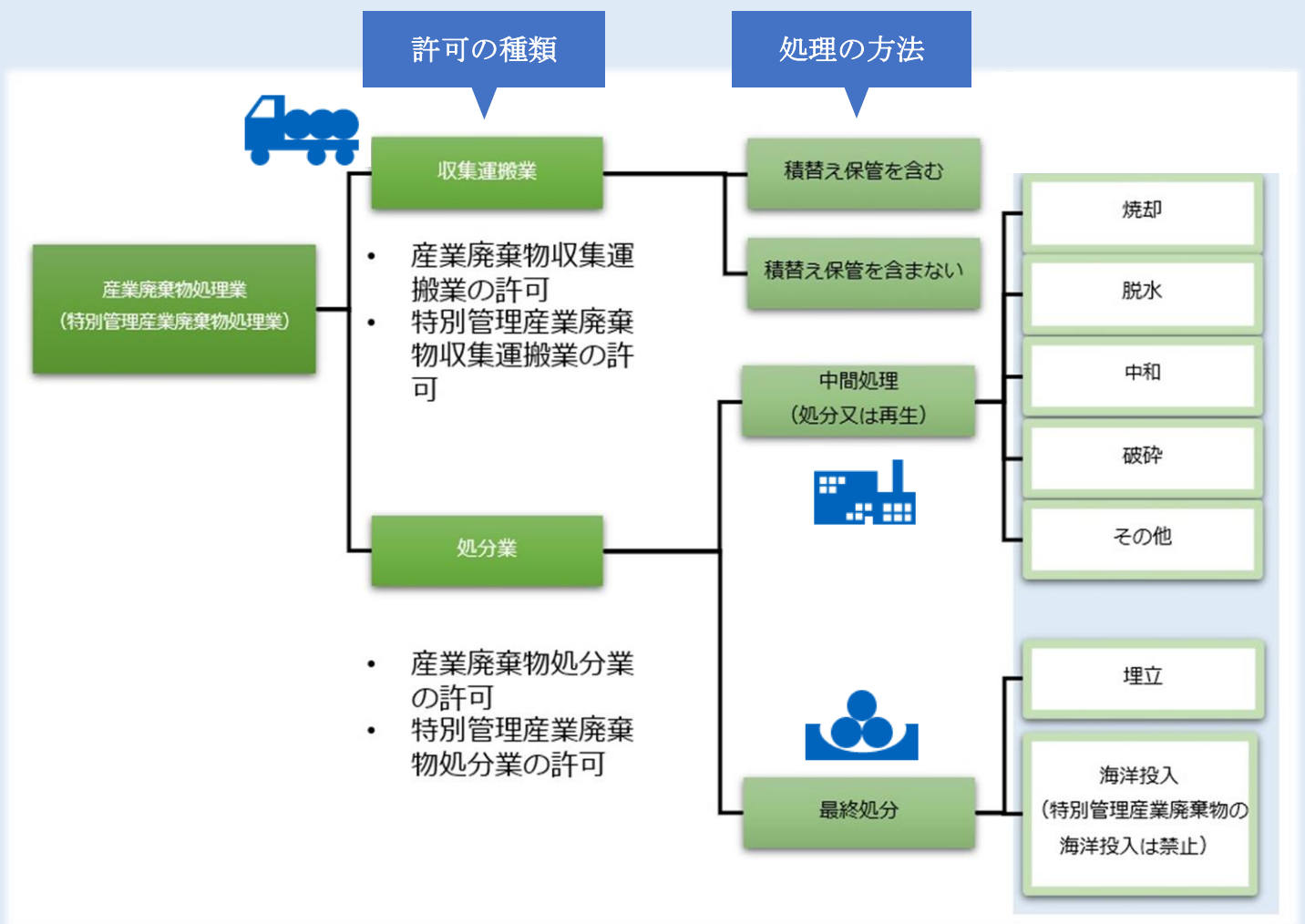
# 産業廃棄物処理業

## <処理業の責務>

廃棄物処理法では、他人が排出した産業廃棄物または特別管理産業廃棄物を処理するためには、業（収集運搬業、処分業）を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を必要としており、許可事業者に対しては、産業廃棄物処理基準に従った処理を行うよう、次の責務を課している。

- 処理基準の遵守
- 名義貸しの禁止
- 帳簿の備付け・保存
- 原則再委託の禁止
- マニフェストの回付・送付・保存
- 処理困難通知の送付・保存

## <産業廃棄物処理業許可>



※許可の有効期限は5年間。優良産廃処理業者の認定を受けている場合は7年間。

※許可の種類は、全部で4種類ですが、取り扱う産業廃棄物の種類（21種類）やその性状及び処理の方法に応じてそれぞれ許可を受ける必要があります。

# 大規模災害時における自治体との協定

## 自治体との協定・連携

災害廃棄物はそのほとんどが一般廃棄物に該当しますが、短期間に大量の処理が必要となるため、市町村が通常の一般廃棄物処理の余力で対応するには限界があり、廃棄物処理等の専門的な知識を持った事業者の協力が必要となります。

このことから、当協会では災害廃棄物処理の支援を円滑に進めることを目的として、道及び廃棄物処理法政令市と協定を締結し、連携強化を図っております。

北海道 → 平成23年4月19日

「大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」



札幌市 → 平成26年3月17日

「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」



函館市 → 平成27年12月3日

「災害時における産業廃棄物の処理等に関する協定」



旭川市 → 平成30年2月19日

「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」





# 災害廃棄物処理の支援事業

平成30年9月6日未明に発生した胆振東部地震の際には、壊れた家具や家電製品、損壊した建物の建材など大量の災害廃棄物を生み出し、特に被害の大きかった厚真、安平、むかわの3町に対し、当協会が協定に基づいて支援した災害廃棄物の量は、約2,300tにのぼります。

これらは、いったん各町の仮置き場で分別した後、苫小牧市や当協会員の処理施設において処分されました。



厚真町 仮置き場分別作業



厚真町 搬入風景



安平町 仮置き場



安平町 仮置き場 積卸風景



むかわ町 積込風景



むかわ町 仮置き場 多量のテレビ